

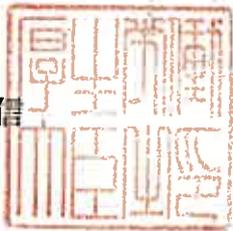
厚生労働省発職 0525 第 6 号

令和 2 年 5 月 25 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「職業安定法施行規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業安定法施行規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業安定法施行規則の一部改正

令和二年四月一日から同年六月三十日までの期間に、職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号に掲げる基準に該当しないこととなる職業紹介責任者については、当該基準に該当しないこととなる日の翌日から三月の期間は、引き続き当該基準に該当するものとみなすこと。

第二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正

令和二年四月一日から同年六月三十日までの期間に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二第一号に掲げる基準に該当しないこととなる派遣元責任者については、当該基準に該当しないこととなる日の翌日から三月の期間は、引き続き当該基準に該当するものとみなすこと。

第三 施行期日等

この省令は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用することとする。